

定住自立圏構想の概要

平成20年5月
総務省

地方圏の厳しい現状

(2005年→2035年)

人口減少

少子高齢化

総人口は約13%減少見込み

(約12776万人→約11068万人)

年少人口は約40%減少見込み

(約1759万人→約1051万人)

高齢者人口は約45%増加見込み

(約2576万人→約3725万人)

大都市圏への
人口偏在

三大都市圏

地方圏

1975年

約5323万人

約5871万人

2005年

約6418万人

約6358万人

2035年

約5888万人

約5180万人

大幅増

(+1095万人)

増

(+487万人)

減

(▲530万人)

大幅減

(▲1178万人)

合計 (+1582万人)

(▲1708万人)

目指すべき方向

人の流れの創出

「東京圏への人口流出防止」
「地方圏への人の流れの創出」
(⇒内需の振興にも寄与)

分権型社会にふさわしい 社会空間の形成

ライフステージに応じた 多様な選択肢の提供

- 安心して暮らせる地域
- 中心市と周辺市町村が連携・役割分担
- 生活に必要な都市機能(民間機能・行政機能)を確保

定住自立圏

基本的考え方

選択と集中

- 全ての国民にとって必要な機能を確保しつつ、地方の自主的な取り組みを重点支援。
- 単なる地方へのバラマキではない考え方。

集約とネットワーク

- 全ての市町村にフルセットの生活機能を整備することは困難に。
- 中心市が圏域全体の暮らしに必要な都市機能を集約的に整備し、周辺地域と連携・交流

総務省としての支援

- ・ ICT(新しい公共事業)
- ・ 中心市に対する財政措置(交付税・地方債)
- ・ 中心市に都道府県の権限を移譲

各府省の支援

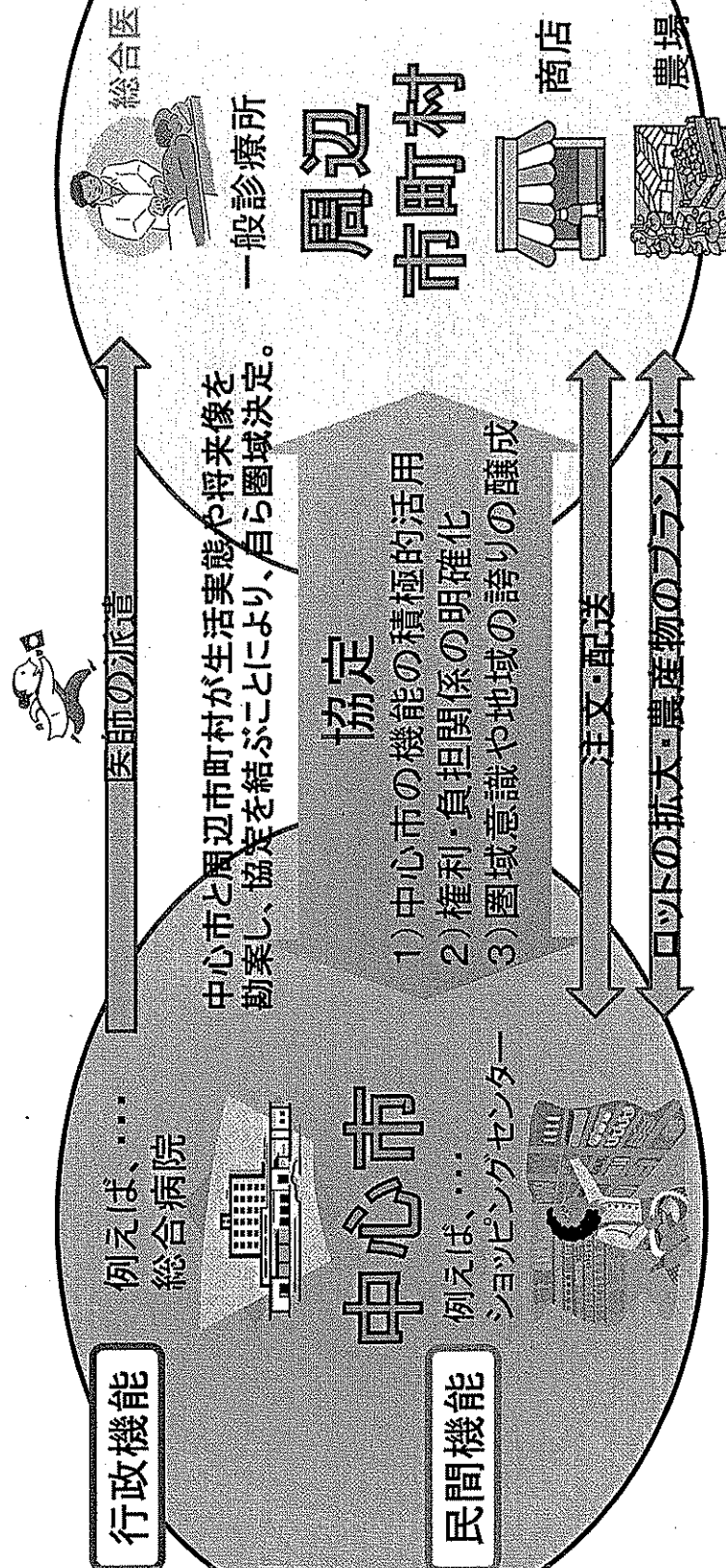
- ・ 医療、福祉 (厚生労働省)
- ・ 住宅、交通 (国土交通省)
- ・ 農林水産業(農林水産省)
- ・ ……等

立案・実施の
各段階で連携

定住自立圏
地方政策展開のプラットフォーム

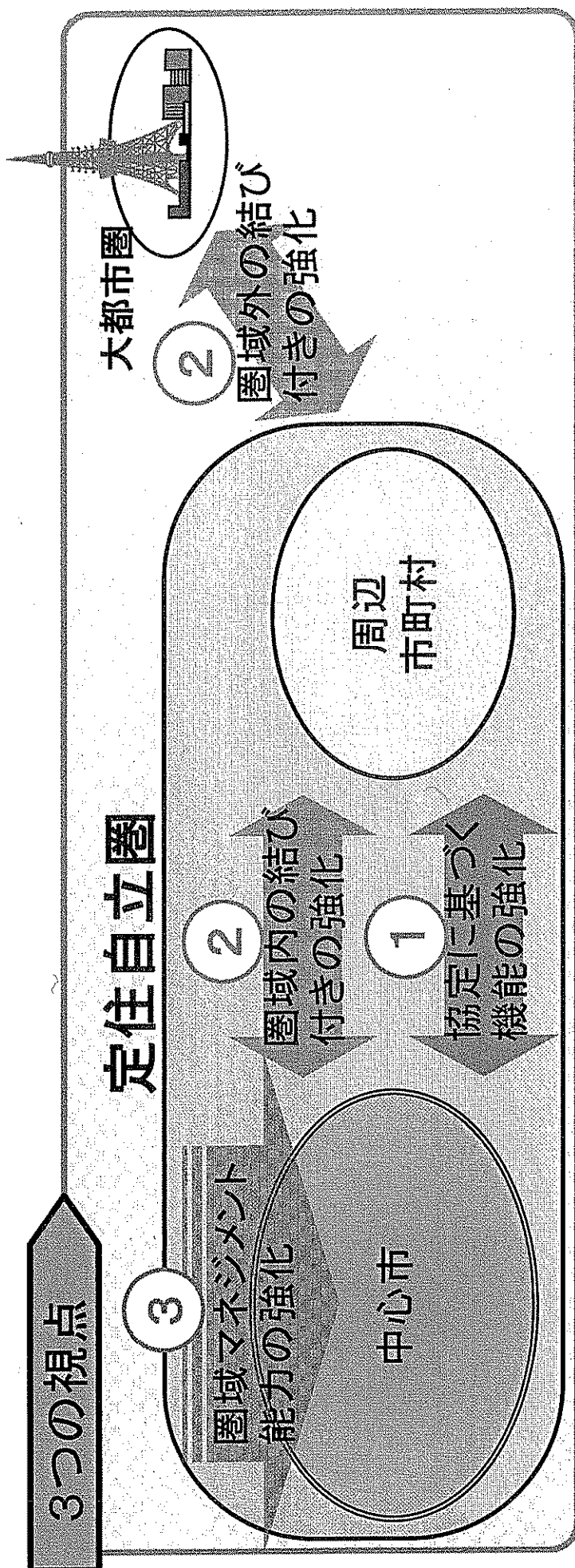
定住自立圏のイメージ

定住自立圏



地域の中心市が圏域の核
(●人口5万人以上「全国総人口の8割強をカバー」 ●昼夜間人口比率1以上)

定住自立圏における施策の基本的考え方



新しい枠組みの構築

- 国・都道府県・市町村という枠組みの下ではこれまで困難とされてきた施策や権限移譲を特例的に行う。

人材の確保・育成

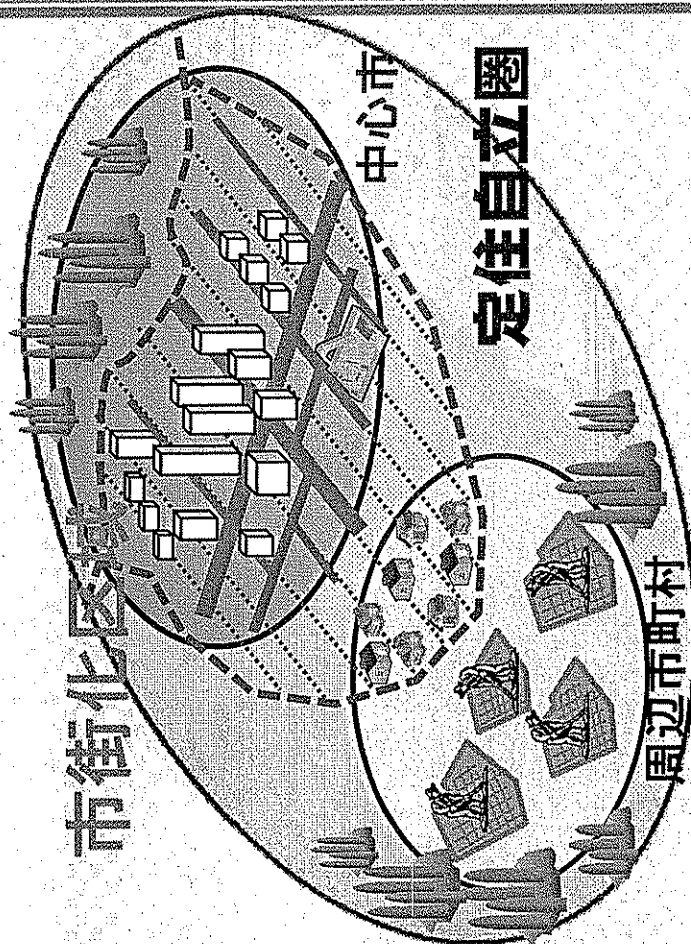
- 地域における人材の発掘、育成や、大都市圏から地方圏への人材環流を促す取り組み等を支援。

定住自立圏における施策の例①

- ◆ 定住自立圏において、広域的な都市計画を策定可能に

イメージ

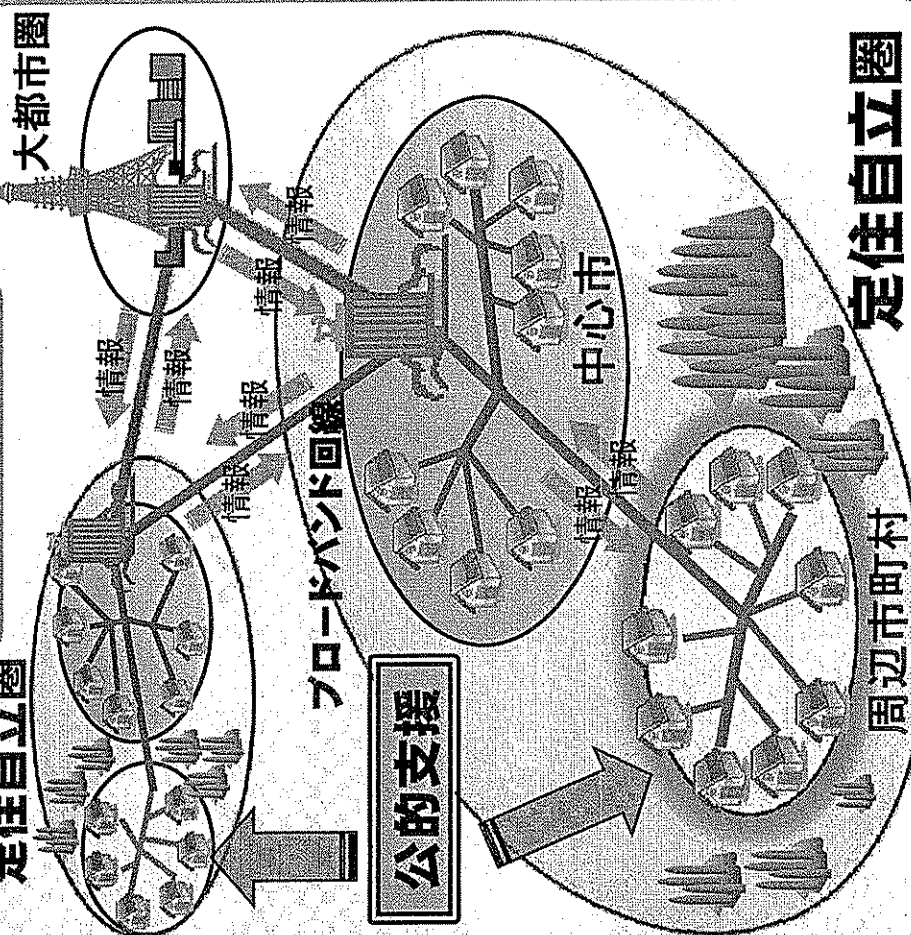
広域的な都市計画の策定



- ◆ 不採算地域におけるブロードバンド整備への公的支援

イメージ

定住自立圏



定住自立圏

定住自立圏における施策の例②

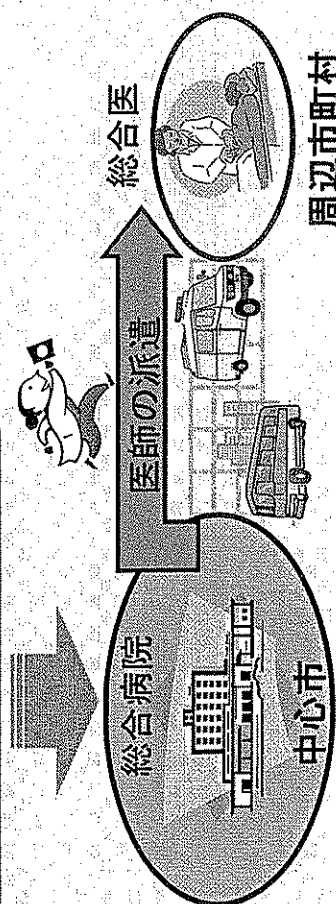
- ◆ 病院と診療所の連携による医療の役割分担の徹底、遠隔医療の推進

- ◆ 環境や食料生産など、圏域の大きな財産に着目した大都市圏との連携

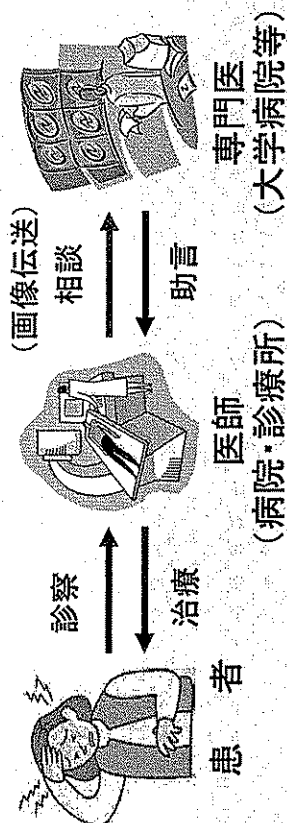
イメージ

<病院と診療所の連携>

国による医師確保支援

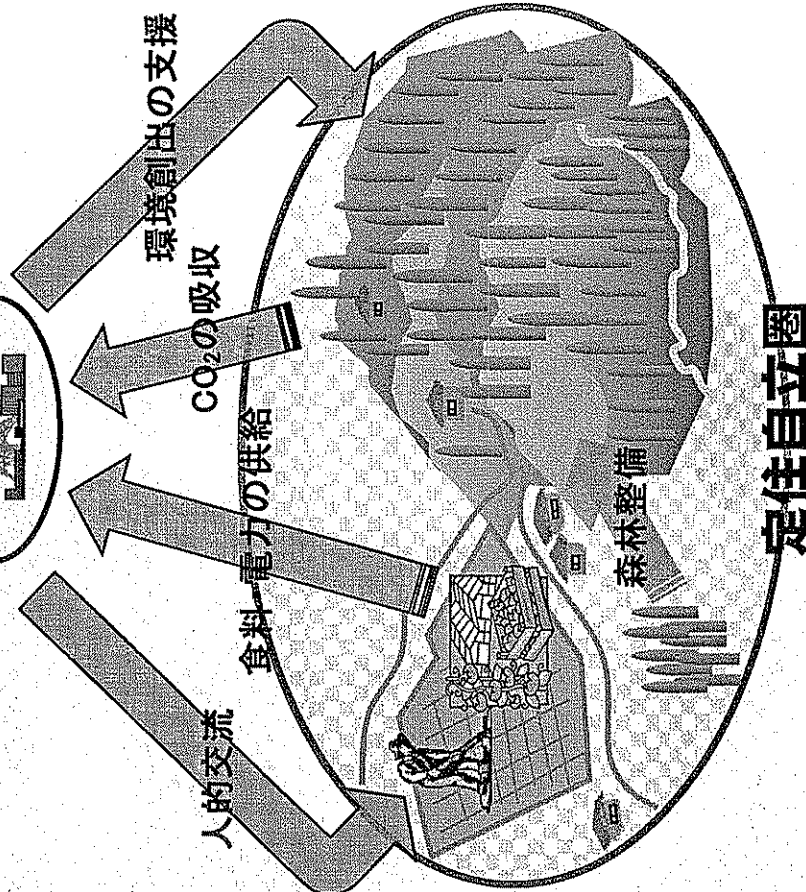


<遠隔医療の推進>



イメージ

大都市圏



自家用自動車による有償運送（道路運送法第 78 条）

1 災害のため緊急を要する時

2 自家用有償旅客運送

→ 国交大臣の登録が必要

(1) 市町村運営有償運送

○ 市町村が専ら当該市町村の区域内において、地域住民の生活に必要な旅客運送を確保するため、市町村の長が主宰する地域公共交通会議の協議結果に基づき運送を行うものであって、次に掲げる状態のもの。

- ① 「交通空白運送」～一般乗合旅客自動車運送事業によっては地域住民の生活に必要な旅客運送を確保することが困難な場合
- ② 「市町村福祉運送」～当該市町村の住民のうち身体障害者、要介護認定者等であって、市町村に会員登録を行った者に対する外出の支援のため当該市町村自らが行う、原則としてドア・ツー・ドアの個別運送

(2) 過疎地有償運送

○ タクシー等の公共交通機関によっては住民に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合において、NPO 法人等が実費の範囲内であり、営利とは認められない範囲の対価によって自家用自動車を使用して当該法人等の会員に対して行う輸送サービス

(3) 福祉有償運送

○ タクシー等の公共交通機関によっては要介護者、身体障害者等に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合において、NPO 法人等が実費の範囲内であり、営利とは認められない範囲の対価によって乗車定員 11 人未満の自家用自動車を使用して当該法人等の会員に対して行う原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送サービス

3 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合

→ 国交大臣の許可が必要

○ 自らの施設への送迎（幼稚園・学校等）など

○ 自家用有償旅客運送

区分	市 町 村		過疎地	福祉有償	
	交通空白	福祉			
合 意	地域公共交通会議の合意		運営協議会の合意		
運営主体	市町村		公益法人、NPO 法人、農協、生協、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会		
旅客の範囲	住民	会員（身障者、要介護者等）	会員	会員（身障者、要介護者等）	
運送区域	路線		市町村の区域。発地又は着地のいずれかが運送区域内にあること。		
使用車両	バス、普通自動車	福祉車両、セダン等	バス、普通自動車	福祉車両、セダン等	
運転手の要件	2 種。1 種は大臣認定講習終了者	2 種。1 種は大臣認定講習終了者。セダン等は要介護福祉士等の要件	2 種。1 種は大臣認定講習終了者	2 種。1 種は大臣認定講習終了者。セダン等は要介護福祉士等の要件	
対 価	隣接市町村バス運賃等を目安	隣接市町村バス運賃の 1/2 を目安	実費範囲内でタクシー運賃の 1/2 を目安		
安全のための実施	・乗務記録 ・事故記録	・運転者台帳 ・苦情処理簿	・乗務記録 ・事故記録 ・運転者証	・運転者台帳 ・苦情処理簿 ・会員名簿	

自家用有償旅客運送登録団体数・車両数 (運輸支局別)

運輸局	運輸支局	登録種別	団体等数	自家用自動車		計
				バス (乗車定員11人以上)	普通自動車 (乗車定員11人未満)	
北海道	札幌	交通空白	10	30	0	30
北海道	札幌	過疎地有償	3	0	12	12
北海道	札幌	計	13	30	12	42
北海道	函館	交通空白	2	9	0	9
北海道	函館	過疎地有償	2	0	25	25
北海道	函館	計	4	9	25	34
北海道	旭川	交通空白	22	66	0	66
北海道	旭川	過疎地有償	1	1	5	6
北海道	旭川	計	23	67	5	72
北海道	室蘭	交通空白	5	18	0	18
北海道	室蘭	過疎地有償	4	0	21	21
北海道	室蘭	計	9	18	21	39
北海道	釧路	交通空白	5	19	0	19
北海道	釧路	過疎地有償	0	0	0	0
北海道	釧路	計	5	19	0	19
北海道	帯広	交通空白	6	34	0	34
北海道	帯広	過疎地有償	0	0	0	0
北海道	帯広	計	6	34	0	34
北海道	北見	交通空白	12	34	0	34
北海道	北見	過疎地有償	0	0	0	0
北海道	北見	計	12	34	0	34
北海道	北海道	交通空白	62	210	0	210
北海道	北海道	過疎地有償	10	1	63	64
北海道	北海道	計	72	211	63	274

自家用有償旅客運送登録団体数・車両数 (運輸支局別)

運輸局	運輸支局	登録種別	団体等数	自家用自動車					計 (うち軽自動車)
				軽台車 (うち軽自動車)	車椅子車 (うち軽自動車)	兼用車 (うち軽自動車)	回転シート車 (うち軽自動車)	セダン等 (うち軽自動車)	
北海道	札幌	市町村福祉	9	0 (0)	4 (1)	5 (0)	0 (0)	14 (1)	23 (2)
北海道	札幌	福祉有償	108	0 (0)	149 (46)	12 (4)	79 (25)	134 (44)	374 (119)
北海道	札幌	計	117	0 (0)	153 (47)	17 (4)	79 (25)	148 (45)	397 (121)
北海道	函館	市町村福祉	2	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)
北海道	函館	福祉有償	15	0 (0)	20 (11)	7 (0)	21 (14)	44 (25)	92 (50)
北海道	函館	計	17	0 (0)	21 (11)	8 (0)	21 (14)	44 (25)	94 (50)
北海道	旭川	市町村福祉	9	1 (0)	5 (1)	3 (0)	0 (0)	14 (4)	23 (5)
北海道	旭川	福祉有償	32	0 (0)	47 (22)	5 (0)	20 (11)	88 (33)	160 (66)
北海道	旭川	計	41	1 (0)	52 (23)	8 (0)	20 (11)	102 (37)	183 (71)
北海道	室蘭	市町村福祉	8	0 (0)	11 (0)	0 (0)	0 (0)	11 (5)	22 (5)
北海道	室蘭	福祉有償	36	0 (0)	70 (18)	3 (0)	20 (9)	143 (67)	236 (94)
北海道	室蘭	計	44	0 (0)	81 (18)	3 (0)	20 (9)	154 (72)	258 (99)
北海道	釧路	市町村福祉	7	3 (0)	1 (1)	3 (0)	4 (1)	17 (2)	28 (4)
北海道	釧路	福祉有償	15	2 (0)	18 (4)	1 (0)	13 (5)	143 (50)	177 (59)
北海道	釧路	計	22	5 (0)	19 (5)	4 (0)	17 (6)	160 (52)	205 (63)
北海道	帯広	市町村福祉	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
北海道	帯広	福祉有償	21	0 (0)	31 (7)	0 (0)	29 (14)	44 (27)	104 (48)
北海道	帯広	計	21	0 (0)	31 (7)	0 (0)	29 (14)	44 (27)	104 (48)
北海道	北見	市町村福祉	2	0 (0)	4 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (0)
北海道	北見	福祉有償	19	0 (0)	25 (2)	1 (0)	18 (14)	87 (43)	131 (59)
北海道	北見	計	21	0 (0)	29 (2)	1 (0)	18 (14)	87 (43)	135 (59)
北海道	北海道	市町村福祉	37	4 (0)	26 (3)	12 (0)	4 (1)	56 (12)	102 (16)
北海道	北海道	福祉有償	246	2 (0)	360 (110)	29 (4)	200 (92)	683 (289)	1,274 (495)
北海道	北海道	計	283	6 (0)	386 (113)	41 (4)	204 (93)	739 (301)	1,376 (511)

※ () 数値は軽自動車。内数として記載。

■道路運送法（昭和二十六年六月一日法律第百八十三号）

（有償運送）

第七十八条 自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

- 一 災害のため緊急を要するとき。
- 二 市町村（特別区を含む。以下この号において同じ。）、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により一の市町村の区域内の住民の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送（以下「自家用有償旅客運送」という。）を行うとき。
- 三 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

（登録）

第七十九条 自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

（登録の申請）

第七十九条の二 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 行おうとする自家用有償旅客運送の種別（国土交通省令で定める自家用有償旅客運送の別をいう。次号において同じ。）
 - 三 路線又は運送の区域、事務所の名称及び位置、事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車（以下「自家用有償旅客運送自動車」という。）の数その他の自家用有償旅客運送の種別ごとに国土交通省令で定める事項
 - 四 運送しようとする旅客の範囲
- 2 前項の申請書には、自家用有償旅客運送自動車の運行管理の体制その他の国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない

（輸送の安全及び旅客の利便の確保）

第七十九条の九 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運転者の乗務の管理その他の運行の管理、自家用有償旅客運送自動車への当該自動車である旨の表示その他の旅客に対する適切な情報の提供その他の輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な事項として国土交通省令で定めるものを遵守しなければならない。

2 国土交通大臣は、自家用有償旅客運送者の業務について輸送の安全又は旅客の利便が確保されていないと認めるときは、自家用有償旅客運送者に対し、次に掲げる措置その他その是正のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

- 一 自家用有償旅客運送自動車の運行の管理の方法を改善すること。
- 二 路線又は運送の区域を変更すること。
- 三 旅客から収受する対価を変更すること。
- 四 旅客の運送に関し支払うことあるべき損害賠償のための保険契約を締結すること。

（業務の停止及び登録の取消し）

第七十九条の十二 国土交通大臣は、自家用有償旅客運送者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内において期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は登録を取り消すことができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は登録に付した条件に違反したとき。
- 二 不正の手段により第七十九条の登録、第七十九条の六第一項の有効期間の更新の登録又

は第七十九条の七第一項の変更登録を受けたとき。

三 第七十九条の四第一項第一号、第三号、第四号又は第六号の規定に該当することとなつたとき。

四 第七十九条の四第一項第五号の合意が当該合意の定め又は同号に規定する関係者の合意により解除されたとき。

2 第七十九条の四第二項の規定は、前項の場合について準用する。

■道路運送法施行規則（昭和二十六年八月十八日運輸省令第七十五号）

（地域公共交通会議の構成員）

第九条の三 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

- 一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長
- 二 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- 三 住民又は旅客
- 四 地方運輸局長
- 五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

2 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送について協議を行う場合には、次に掲げる者
 - イ 道路管理者
 - ロ 都道府県警察
- 二 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

（法第七十八条第二号の者）

第四十八条 法第七十八条第二号の国土交通省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人
- 二 農業協同組合
- 三 消費生活協同組合
- 四 医療法人
- 五 社会福祉法人
- 六 商工会議所
- 七 商工会

（自家用有償旅客運送）

第四十九条 法第七十八条第二号の国土交通省令で定める旅客の運送は、次に掲げるものとする。

- 一 市町村が専ら当該市町村の区域内において行う、当該区域内の住民の運送（以下「市町村運営有償運送」という。）
- 二 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人又は前条各号に掲げる者（以下「特定非営利活動法人等」という。）が過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域その他これに類する地域において行う、当該地域内の住民、その親族その他当該地域内において日常生活に必要な用務を反復継続して行う者であつて第五十一条の二十五の名簿に記載されている者及びその同伴者の運送（以下「過疎地有償運送」という。）

三 特定非営利活動法人等が乗車定員十一人未満の自動車を使用して行う、次に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者であつて第五十一条の二十五の名簿に記載されている者及びその付添人の運送（以下「福祉有償運送」という。）

イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者

ロ 介護保険法第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者

ハ 介護保険法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けている者

ニ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

（有償運送の許可申請）

第五十条 法第七十八条第三号の規定により、自家用自動車の有償運送の許可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した有償運送許可申請書を提出するものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 運送需要者

三 運送しようとする人の数又は物の種類及び数量

四 運送しようとする期日若しくは期間又は区間若しくは区域

五 有償運送を必要とする理由

（自家用有償旅客運送の種別）

第五十一条 法第七十九条の二第一項第二号の国土交通省令で定める自家用有償旅客運送の別は、次のとおりとする。

一 市町村運営有償運送

二 過疎地有償運送

三 福祉有償運送

（申請書の記載事項）

第五十一条の二 法第七十九条の二第一項第三号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 路線又は運送の区域（過疎地有償運送及び福祉有償運送にあつては、運送の区域）

二 事務所の名称及び位置

三 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

（運送の区域）

第五十一条の四 法第七十九条の二第一項第三号の運送の区域は、地域公共交通会議、協議会又は第五十一条の七に規定する運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域のうち、当該地域公共交通会議、協議会又は運営協議会において協議により定められた市町村を単位とする区域とする。

2 自家用有償旅客運送者は、発地及び着地のいずれもがその運送の区域外に存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く。）をしてはならない。

（法第七十九条の四第一項第五号の合意していないとき）

第五十一条の七 法第七十九条の四第一項第五号の合意していないときとは、市町村運営有償運送にあつては法第七十九条の二の規定による登録の申請に係る当該運送について地域公共交通会議又は協議会において、過疎地有償運送及び福祉有償運送にあつては同条の規定による登録の申請に係る当該運送について運営協議会（地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要な過疎地有償運送及び福祉有償運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長又は都道府県知事が主宰する協議会をいう。以下同じ。）において協議が調っていないときとする。

(運営協議会の構成員等)

第五十一条の八 運営協議会は、次に掲げる者により構成するものとする。

- 一 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長
 - 二 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
 - 三 住民又は旅客
 - 四 地方運輸局長
 - 五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
 - 六 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域内において現に過疎地有償運送又は福祉有償運送を行つている特定非営利活動法人等
- 2 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、運営協議会に、学識経験を有する者その他の運営協議会の運営上必要と認められる者を構成員として加えることができる。
- 3 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事は、法第七十九条の二の規定による登録の申請に係る過疎地有償運送又は福祉有償運送について運営協議会において協議を行う場合には、当該申請者の意見を聴取するものとする。

(旅客から収受する対価の揭示等)

第五十一条の十四 市町村運営有償運送を行う自家用有償旅客運送者は、旅客から収受する対価を、その事務所において公衆に見やすいように揭示しなければならない。これを変更するときも同様とする。

- 2 過疎地有償運送及び福祉有償運送を行う自家用有償旅客運送者は、旅客から収受する対価を、あらかじめ、旅客に対し書面の提示その他適切な方法により説明しなければならない。これを変更するときも同様とする。

(旅客から収受する対価の基準)

第五十一条の十五 法第七十九条の八第二項の旅客から収受する対価の基準は、次のとおりとする。

- 一 旅客の運送に要する燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内であると認められること。
- 二 合理的な方法により定められ、かつ、旅客にとって明確であること。
- 三 過疎地有償運送及び福祉有償運送に係る対価にあつては、当該地域における一般旅客自動車運送事業に係る運賃及び料金を勘案して、当該自家用有償旅客運送が営利を目的としているとは認められない妥当な範囲内であり、かつ、運営協議会において協議が調つていること。

(自家用有償旅客運送自動車の運転者)

第五十一条の十六 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送を行う場合にあっては、道路交通法に規定する第二種運転免許を受けており、かつ、その効力が停止されていない者又は同法に規定する第一種運転免許を受けており、かつ、その効力が過去二年以内において停止されていない者であつて、次に掲げる要件のいずれかを備える者でなければ、その自家用有償旅客運送自動車の運転をさせてはならない。

- 一 国土交通大臣が認定する講習を修了していること。
 - 二 前号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。
- 2 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運転者が死者又は負傷者（自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）第五条第二号、第三号又は第四号に掲げる障害を受けた者をいう。）が生じた事故を引き起こした場合その他輸送の安全が確保されていないと認められる場合には、当該運転者に対して、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第二項の適性診断を受けさせなければならない。
- 3 自家用有償旅客運送者は、福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合に

あつては、第一項に規定する要件のほか次に掲げる要件のいずれかを備える運転者を乗務させ、又は次に掲げる要件のいずれかを備える者を乗務させなければならない。

- 一 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十二条第一項の介護福祉士の登録を受けていること。
 - 二 国土交通大臣が認定する講習を修了していること。
 - 三 前号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。
- 4 第一項第一号及び前項第二号の認定は、次に掲げる基準に適合すると認められる者が実施する講習について行う。
- 一 講習を実施する者の職員、講習の実施の方法その他の事項についての講習の実施に関する計画が講習の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
 - 二 前号の講習の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。
- 5 第一項第一号及び第三項第二号の認定を受けようとする者は、申請書に告示で定める事項を記載した書類を添付して国土交通大臣に提出しなければならない。
- 6 第一項第一号及び第三項第二号の認定を受けた講習を実施する者の名称及び主たる事務所の所在地並びに講習の名称は、告示する。

（運行管理）

第五十一条の十七 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運行管理の責任者の選任その他運行管理の体制の整備を行わなければならない。

- 2 前項の責任者は、乗車定員十一人以上の自家用有償旅客運送自動車の運行を管理する事務所及び乗車定員十人以下の自家用有償旅客運送自動車五両以上の運行を管理する事務所にあつては、当該事務所ごとに、法第二十三条第一項の運行管理者又は次の各号のいずれかに該当する者の中から、当該事務所が運行を管理する自家用有償旅客運送自動車の数を二十（同項の運行管理者を運行管理の責任者として選任する場合にあつては、四十）で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に一を加算して得た数以上選任されなければならない。

- 一 旅客自動車運送事業運輸規則第四十八条の十二に規定する受験資格を有する者
- 二 道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第九条の九第一項に規定する要件を備える者
- 三 国土交通大臣が前二号に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認める者

- 3 第一項の責任者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 前条第一項に規定する要件を備えない者に自家用有償旅客運送自動車を運転させないこと。
- 二 自家用有償旅客運送自動車の運転者に対し、前条第二項の規定により適性診断を受けさせること。
- 三 福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合にあつては、前条第三項に規定する要件を備える者の乗務なしに同項に規定する要件を備えない者に自家用有償旅客運送自動車を運転させないこと。
- 四 自家用有償旅客運送自動車の運転者に対し、次条第一項の規定により確認を行い、指示を与え、記録し、及びその記録を保存すること。
- 五 自家用有償旅客運送自動車の運転者に対し、次条第二項の規定により乗務記録を作成させ、及びその記録を保存すること。
- 六 第五十一条の十九第一項の規定により運転者台帳を作成し、事務所に備え置くこと。
- 七 第五十一条の二十一第二項の規定により事故の記録を作成し、及びその記録を保存すること。
- 八 その他自家用有償旅客運送自動車の運行の安全を確保するために必要な業務